

青森県報

第四千四百四十三号

平成三十年
四月二十七日
(金曜日)

目次

訓 令

○青森県八戸広域観光復興事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令……………(観光企画課) ……一

告 示

○中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査の実施……………(労政・能力開発発課) ……一
○道路の区域の変更……………(道路課) ……二
○道路の供用の開始……………(同) ……二

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……三
○大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……四
○右 同……………(同) ……五

出先機関

○青森県営農高等学校の学生募集……………(営農大学校) ……六
○土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域県民局) ……七

公 営 企 業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……八

訓 令

令

青森県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
三 八 地 域 県 民 局

青森県八戸広域観光復興事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県八戸広域観光復興事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令

青森県八戸広域観光復興事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十四年七月青森県訓令甲第十九号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

示

青森県告示第三百五十三号

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成三十年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調 査 の 目 的

県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調 査 対 象 の 範 囲

県内全域の従業員三百人未満の民間企業等の労働組合

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 従業員数、業種、所定内給与額
- (二) 賃上げ・一時金要求の有無
- (三) 賃上げ・一時金の要求日、要求額
- (四) 賃上げ・一時金の妥結日、妥結額
- (五) 一時金の妥結時期

2 報告を求める基準となる期日は、調査実施年の要求・妥結時期とする。

四 報告を求める者

平成二十九年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企業等労働組合百九十六組合とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。
六 報告を求める期間
平成三十年四月二十七日から同年五月十八日までとする。

青森県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年五月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 図面 番号 | 道路 種類 | 路線名 | 変更の区間 | | 変更の 前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|----------|----------|------------|--|--|------------|--|------------------------|----|
| | | | 前 | 後 | | | | |
| 1 | 国 道 | 一〇一号 | 西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野一五九の二二から 西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野一五九の二二まで | 西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野一五七から 西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野一五八の五まで | 前 後 | 一九・〇〇メートルから 二〇・三四メートルまで 一九・〇〇メートルから 二六・五三メートルまで | 一三・〇〇メートル 一三・〇〇メートル | |
| 2 | 県 道 | 山田鰺ケ沢 線 | 西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野一五七から 西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野一五八の五まで | 西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野一五七から 西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野一五八の五まで | 前 後 | 一一・七六メートルから 一一・一六メートルまで 一一・七六メートルから 一一・一六メートルまで | 七五・〇〇メートル 七五・〇〇メートル | |
| | | | | | 後 | 九・五〇メートルから 二二・七五メートルまで | 八六・〇〇メートル | |

青森県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年五月二十六日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始日 |
|----------|--|-----------|
| 国道一〇一号 | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一五九の二から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一五九の二まで | 平成三〇・四・二七 |
| 県道山田鰺ヶ沢線 | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一五七から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一五八の五まで | 〃 |

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベニモール五所川原
五所川原市大字唐笠柳字藤巻六六一の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重

2 株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 北島常好

3 未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年十一月二十八日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七、〇四六平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

四四七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

二二二台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

三七一・九三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一四四・三九立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 紅屋商事株式会社
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

(二) 株式会社しまむら
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時

(三) 未定

開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設①

二十四時間

(二) 荷さばき施設②

二十四時間

(三) 荷さばき施設③

午前六時から午後九時まで

(四) 荷さばき施設④

二十四時間

八 届出年月日

平成三十年三月二十七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年八月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース福地店・ツルハドラッグ福地南部店

三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
|---|--|--------------|
| 株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一 | 変更なし | |
| 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目三の二二三 代表取締役 辻田泰徳 | 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三の二三 代表取締役 辻田泰徳 | 平成 三〇・一・一 |

三 届出年月日

平成三十年四月九日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び南部町役場

2 期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、南部町役場にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成三十年八月二十七日

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
平成三十年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
U マート弘大前店
弘前市大字富田三丁目七の八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社あさひほうむ
弘前市大字早稲田二丁目二の五
代表取締役 葛西重明

2 弘前銘醸株式会社
弘前市大字富田三丁目七の一
代表取締役 加藤宏幸

三 変更しようとする事項

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
|-----------------------|--|--------------------------------------|---------------|
| 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 | 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 建物一 午前七時から午後六時 建物二 午前七時から午後六時 | 建物一 午前六時から午後九時まで 建物二 午前七時から午後六時まで | 平成 三〇・四・二〇 |

四 届出年月日
平成三十年四月九日

五 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間
平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成三十年八月二十七日

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

青森県営農大ニ校告示第二号

平成三十一年度青森県営農大ニ校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大ニ校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）第七條第三項の規定により公示する。

ただし、二次募集試験は一般募集試験（推薦選考を含む。）の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成三十年四月二十七日

青森県営農大ニ校校長 秋 本 実

一 修業年限

二年

二 募集人員

| | |
|------------------------|-------------------|
| 課程 | 定員 |
| 畑作園芸課程 果樹課程 畜産課程 | 五十名 (男女を問わない。) |

三 受験資格等

1 推薦選考は、農業に従事又は従事しようとする者で、次の各号の全てに該当する者

- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は平成三十一年三月に卒業する見込みの者
 - (二) 出身の高等学校長又は中等教育学校長の推薦を得た者
- 2 一般及び二次募集試験は、農業に従事又は従事しようとする者で、次のいずれかに該当する者

(一) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は平成三

十一年三月に卒業見込みの者

四 (二) 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認めたる試験等の実施期日、場所及び試験科目

| 試験等 | 試験の期日等 | 試験の場所等 | 試験科目等 |
|------------|---------------------------|-------------------------------|--|
| 推薦選考 | 平成三十年十一月二日 (金) 午前九時五十分 | 上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大ニ校 | 作文、面接 |
| 一般募集 試験 | 平成三十年十二月十四日 (金) 午前十時 | 〃 | 筆記試験〔国語総合 (古典を除く)、数学Ⅰ、作文〕、面接 (口述試験を含む) |
| 二次募集 試験 | 平成三十一年二月十五日 (金) 午前十時 | 〃 | 〃 |

五 受験手続

| 試験等 | 出願書類 | 出願期間 | 出願先 |
|------|---|-------------------------------|---|
| 推薦選考 | 一 入校願書(第一号様式、入校検定料分の青森県収入証紙及び写真貼付) 二 出身学校長の推薦書(第二号様式) 三 本校所定の受験票(写真貼付) 四 高等学校又は中等教育学校の調査書 五 本校所定の受験票送付用封筒(郵便切手貼付) | 平成三十年九月二十六日(水)から十月十日(水)午後五時まで | (〒〇三九―二五九八) 上北郡七戸町字大沢 青森県営農大ニ校教務研修課 |

六 合格者の発表

1 発表期日等

| | | | |
|------------|--|--------------------------------|---|
| 二次募集 試験 | / | 平成三十一年一月二十九日(火)から二月五日(火)まで | / |
| 一般募集 試験 | 一 入校願書(第一号様式、入校検定料分の青森県収入証紙及び写真貼付) 二 本校所定の受験票(写真貼付) 三 本校所定の受験票送付用封筒(郵便切手貼付) 四 平成三十一年三月に高等学校若しくは中等教育学校を卒業する見込みの者、又は平成三十年三月に卒業した者にあつては、高等学校又は中等教育学校の調査書 五 前項に規定する以外の者にあつては、次に掲げる書類 イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 ロ 最終出身学校の成績証明書 ハ 健康診断書 | 平成三十年十一月六日(火)から十一月二十日(火)午後五時まで | / |

| 試験等 | 発表の期日 |
|--------|-----------------|
| 推薦選考 | 平成三十年十一月十二日(月) |
| 一般募集試験 | 平成三十年十二月二十五日(火) |
| 二次募集試験 | 平成三十一年二月二十五日(月) |

2 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第二十条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。)

(一) 開示する個人情報、筆記試験のうち二科目の科目別得点及び二科目の合計得点とする。

(二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。

(三) 開示場所は、青森県営農大高等学校事務室とする。

七 その他

この募集について不明な点がある時は、青森県営農大高等学校教務研修課(電話〇一七六一六二一三一二)に問い合わせること。

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、田山堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年四月二十七日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

| 役員別の区別 | 氏名 | 住 所 | 就任及び退任の年月日 |
|--------|------|-------------------|------------|
| 理事 | 村上 猛 | 黒石市大字上十川字留岡二番六三の七 | 平成三〇・三・二就任 |

